

# 環境教育推進計画

山口県教育委員会

平成23年3月（改訂）

# 目 次

---

	ページ
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 環境教育の必要性	
1 環境教育の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 持続可能な発展のための教育（E S D）の視点に立った環境教育・・・・・・・・	3
3 山口県の環境教育の目標・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2章 推進計画の目指すもの	
1 山口県の環境教育の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第3章 具体的な推進方策	
1 学校全体での取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
(1) 教育課程における環境教育の明確な位置付け	
(2) 児童生徒の主体的な活動の推進	
(3) 発達段階に応じた取組	
(4) 体系的な取組	
(5) 今日的課題に対する意識高揚	
(6) 学校施設を活用した取組	
2 体験活動の重視・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
3 環境学習全県ネットワークの活用・・・・・・・・	2 0
(1) 環境学習施設、団体との連携	
(2) 地域・家庭との連携	
(3) 行政機関との連携	
(4) 学習教材の継続的な提供・拡充－環境教育情報の一元化－	
4 地域資源の活用・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
5 教職員の資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
6 調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
1 学習指導要領における環境教育にかかわる主な内容	
2 山口県が提供する環境教育の場	
3 環境教育推進のための関係諸機関の連絡先	
4 主な環境関係法令	
5 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律概要	

はじめに

私たちは、豊かで便利な生活を追い求めて今日の生活様式を作り上げてきました。その結果、確かに生活は豊かで快適になりましたが、一方では、資源を大量に消費し、大量の廃棄物を排出しています。

このため、私たちの日常生活や事業活動による環境への負荷が増大し、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、海洋汚染、砂漠化、野生生物の種の減少の進行など、いわゆる地球規模の環境問題が引き起こされています。

これらの問題の解決は、人類と地球の将来にとって緊急かつ重要な課題になってきており、大量生産、大量消費、大量廃棄を行う現在のライフスタイルや社会自体のシステムの見直しを行うとともに、積極的に環境保全活動に取り組み、循環・共生型の持続可能な社会をつくっていくことが、行政のみならず、国民、事業者、民間団体に求められています。

山口県教育委員会では、平成10年3月に「山口県教育ビジョン」を策定し、「時代の進展に対応した教育の推進」の中で、学校教育の一環として環境教育を推進し、よりよい環境づくりに主体的に取り組む態度や能力の育成、地球環境保全に関する意識啓発の推進などに努めてきました。

平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を踏まえた本県の「山口県環境学習基本方針」の改定に合わせ、山口県教育委員会においては、平成17年3月に「環境教育推進計画」を策定し、児童生徒を対象にした環境教育でとるべき方策について示し、計画的に取組を進めてきました。

計画策定から6年が経過したことから、現在の本県における環境教育の状況を踏まえながら、学習指導要領の改訂に対応させるため、このたび、「環境教育推進計画」を改訂しました。

今後は、改訂したこの「環境教育推進計画」に基づいて、環境保全に関する理解と取組の意欲をもった児童生徒の育成に積極的に取り組んでいくこととします。

# 第1章 環境教育の必要性

## 1 環境教育の基本的な考え方

### (1) 環境問題と教育

現在の社会経済活動の拡大や人口の増大は、環境のもつ復元能力を超え、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、海洋汚染、砂漠化、野生生物の種の減少など人類の生存基盤である地球環境そのものに取り返しのつかない影響を及ぼす可能性があります。こうした近年における地球環境問題の深刻化は、私たちに改めて地球の有限性について気付かせると同時に、大量生産・大量消費・大量廃棄型の現代文明と生活様式の在り方に疑問を投げかけています。また、大気汚染、騒音問題、水質汚濁やごみ問題など都市・生活型公害の問題も依然として大きな課題となっています。

このように環境問題は、極めて幅の広い問題であることから、環境教育も、その対象は身の回りの問題から地球規模の問題までの広がりを持ち、その学習領域も自然科学・社会科学の分野から一人ひとりの感性や心の問題にまで広範囲に及んでいます。また、ある意味で、一人ひとりの子どもたちの生き方にも関わる課題でもあります。このような環境教育の特質を考えると、環境教育は単に学校教育における取組だけではそのねらいを達成できるものでなく、幼少年期からの、学校、家庭、地域社会のそれぞれの場における様々な取組によって、初めてその効果が期待できるものです。

### (2) 環境教育の3つの視点

#### ①「環境から学ぶ」

子どもたちが、豊かな自然や身近な地域社会の中での様々な体験活動を通して、自然に対する豊かな感受性や環境に対する関心等を培う。

#### ②「環境について学ぶ」

環境や自然と人間との関わり、さらには、環境問題と社会経済システムの在り方、環境問題と生活様式との関わりについて理解を深める。

#### ③「環境のために学ぶ」

環境保全や環境の創造を具体的に実践する態度を身に付ける。

### (3) 環境教育の2つの留意点

① 子どもたちの発達段階を十分考慮しつつ、各教科などの連携を図り、環境への理解を深め、環境を大切にすることを育成するとともに、一人ひとりが身の回りのことから取組を始めることにより、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成していく。

② 子どもたちに、環境を大切にすることや、環境を保全し、よりよい環境を創造していこうとする実践的な態度を育成するため、地域社会において、様々な環境に係る学習機会の提供に努める。

## 2 持続可能な発展のための教育（ESD）の視点に立った環境教育

### （1）ESDとは

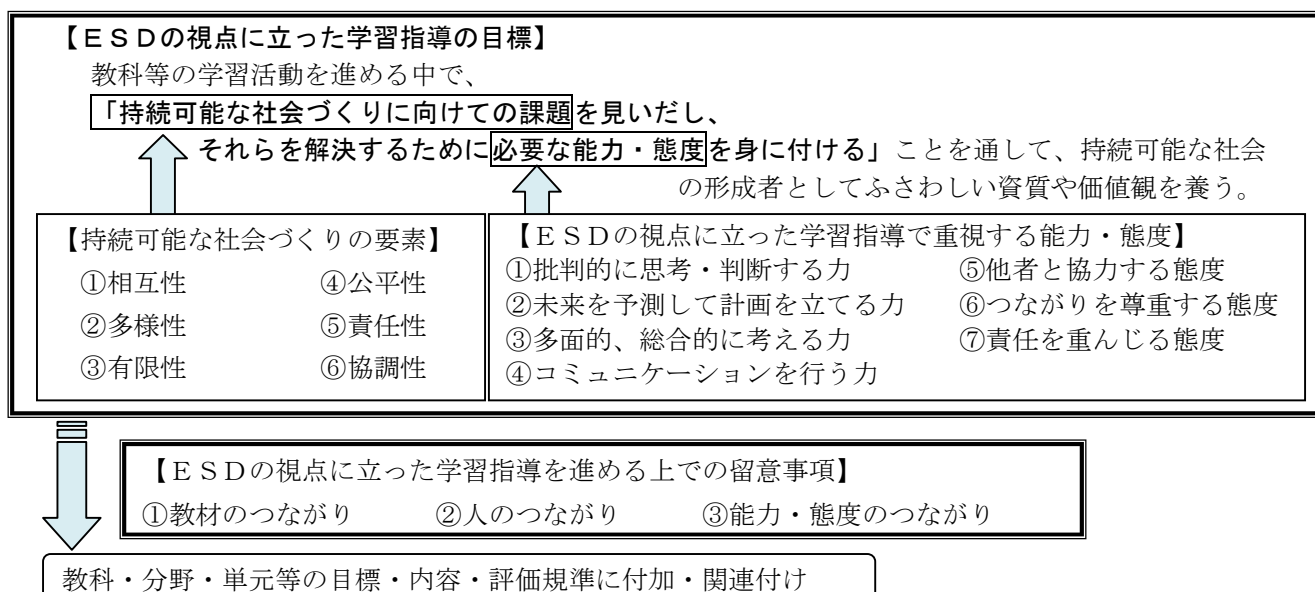
ESDとは「Education for Sustainable Development」の略で「持続可能な発展のための教育」を意味します。ESDは環境的視点、経済的視点、社会・文化的視点から、より質の高い生活を次世代も含む全ての人々にもたすことができる開発や発展をめざした教育であり、持続可能な未来や社会の構築のために行動できる人材の育成を目的としています。

### （2）ESDの視点に立った環境教育

環境問題は、人口問題、食糧問題、人権問題や平和問題などと切り離すことができません。こうしたことから、1992年にリオ・デジャネイロで開催された国連環境開発会議以降、環境問題だけを単独に取り扱うのではなく、あらゆる問題を総合的に考えて、「持続可能な社会」をどのようにつくっていくかという観点から環境教育を行うようになりました。「持続可能な社会」とは健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会のことをいいます。さらに、1997年にテサロニキで開催された「環境と社会に関する国際会議」では、環境教育を「環境と持続可能性のための教育」と捉えることになりました。

我が国においても、中央環境審議会からの答申「これからの環境教育・環境学習ー持続可能な社会をめざしてー」（1999年）で、環境教育をいわゆる「環境のための教育」という枠から、「持続可能な社会の実現のための教育」にまで範囲を広げることを求めています。そこで、循環・共生型の持続可能な社会の構築に向けて、様々な問題を解決していこうという思考・行動自体を環境教育と捉えることが必要です。つまり、ESDの視点に立った環境教育では、単に環境だけではなく、社会、経済などをはじめとする極めて広範囲の内容を取り扱うことが重要となります。

### （3）ESDの視点に立った学習指導を進める上での枠組み



### 3 山口県の環境教育の目標

私たちが住んでいる山口県は、緑豊かな中国山地や三方を囲む美しい海に抱かれた豊かな自然環境にあり、これらの自然環境の保全・創造は県民一人ひとりの責務です。

将来にわたって、「山口の健全で恵み豊かな環境の保全・創造」を行うためには、児童生徒の環境保全についての理解を深め、取組の意欲を育むことが大切です。

自然を大切にし、環境保全に寄与する態度を養うことが求められる中、本県においては、教育活動の展開に当たっての3つの基軸の一つに「地域や伝統、文化を踏まえた教育」を掲げており、地域や伝統、文化に対する理解を深め、自らに生かし、ふるさとへの誇りと愛着をもちながら、継承し発展させようとする心や態度の育成をめざしています。

山口県の豊かな自然といのちを次世代に受け継ぐため、生涯にわたって環境保全等に取り組む基礎を養うよう、環境教育を学校等でさらに進めていくことをめざします。

このことは、単に山口県にとどまらず、我が国、ひいてはグローバル化の進む現代社会において、地球全体の環境の保全・創造の担い手となる青少年の育成をめざすことにもなります。

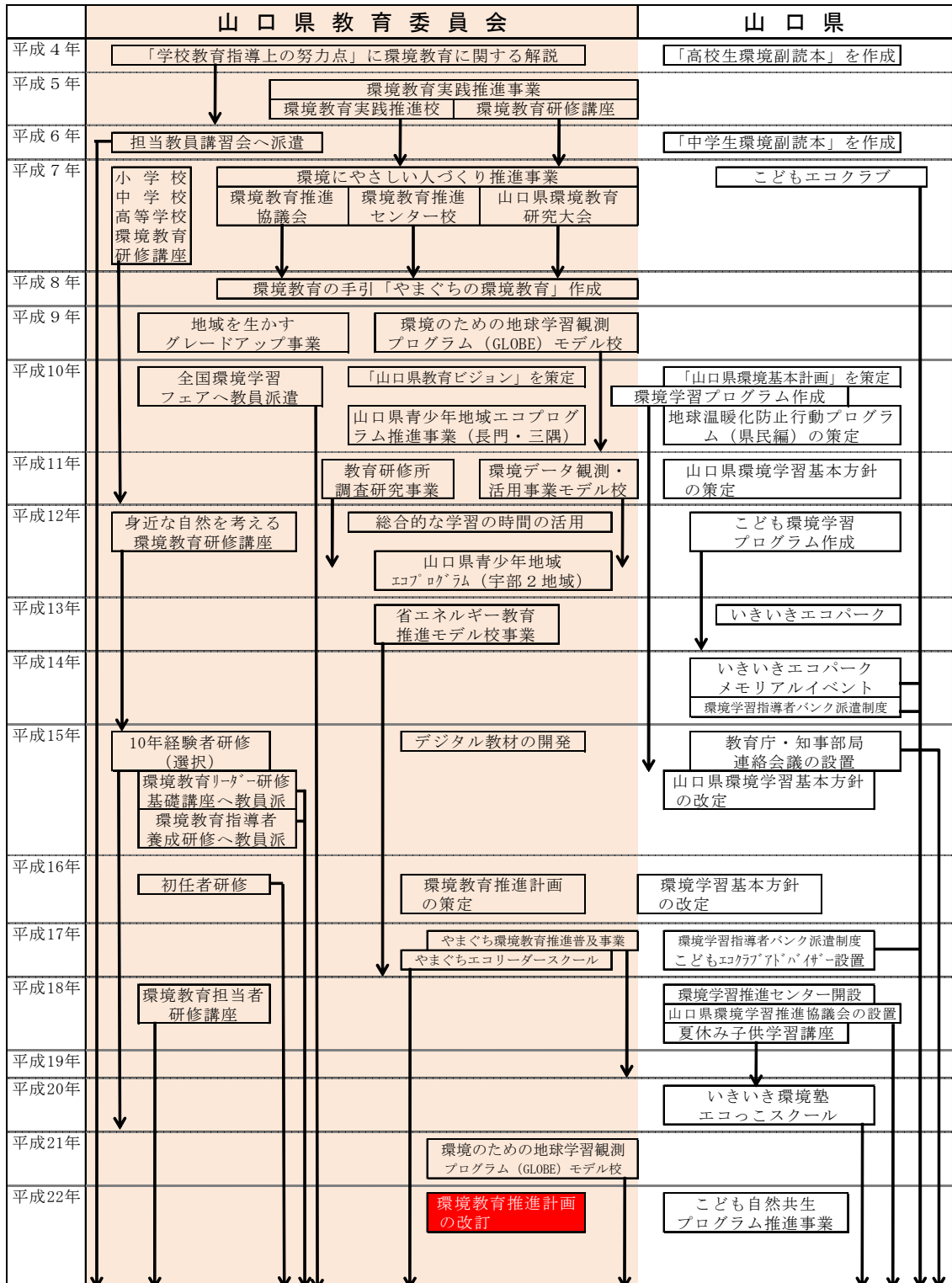
## 第2章 推進計画のめざすもの

### 1 山口県の環境教育の現状

#### (1) 本県におけるこれまでの取組

本県では、これまでも環境教育の推進のために、様々な取組を行い(図 2-1)、環境教育の重要性の啓発・環境教育の充実に努めてきました。

図 2-1 本県におけるこれまでの取組



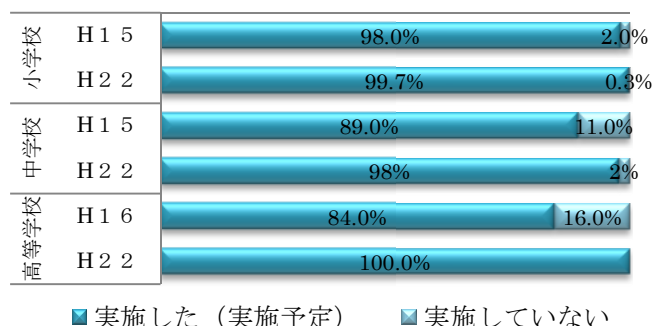
## (2) 平成22年度の本県における環境教育の状況について

県内の公立学校での環境教育の状況について、調査\*した結果は、次のようになっています。

図 2-2 環境教育・学習実施状況

### ①教育課程に位置付けた、環境教育の実施状況

全ての校種で、前回調査より、「実施した（実施予定を含む）」と回答した割合が高くなっており、ほぼ100%の実施となっています。（図 2-2）

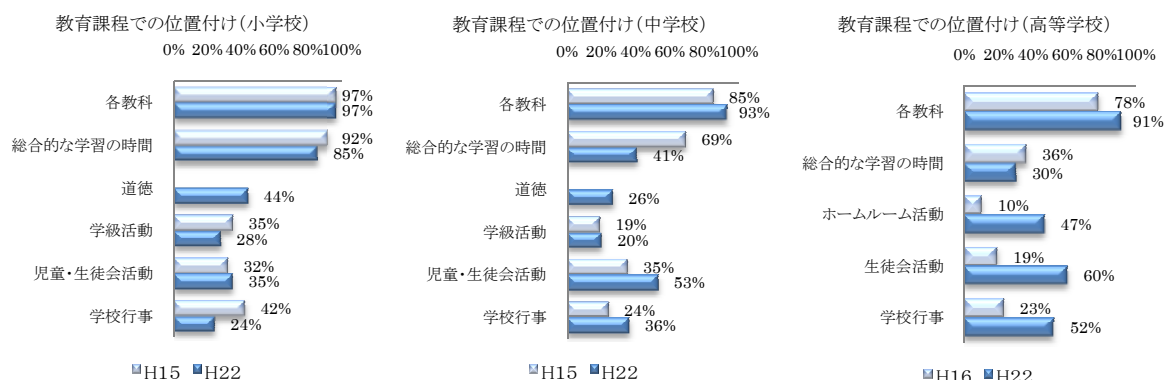


### ②教育課程での位置付け

前回調査と同様に、全ての校種で「各教科」で行った割合が最も高くなっています。全ての校種で前回調査に比べて総合的な学習の時間で実施する割合が低くなっています。また、上級学校になるほど総合的な学習の時間で環境教育を扱う割合が低くなっています。道徳の時間で環境教育に取り組んだ割合は小学校で44%、中学校で26%でした。高等学校において、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事での取り組む割合が大幅に増加しています。

（図 2-3）

図 2-3



※小学校・中学校の「道徳」は平成15年度のデータなし

### ③学習内容（大気汚染、水環境、自然観察、ゴミリサイクル、省エネ、地球環境、化学物質）

教育課程の「各教科」においては全ての校種で環境に関する各分野をほぼ均等に扱っており、「各教科」以外では、全ての校種で「ゴミリサイクル」を扱う割合が最も高くなっています。「大気汚染」「水環境」「自然観察」など、体験活動をとまなう学習は学校が所在している付近の環境によることから、学校によって差があります。

\* 公立小・中学校等：平成15年度…環境政策課調査、平成22年度…義務教育課調査

公立高等学校等：平成16年度…指導課調査、平成22年度…高校教育課調査

中等教育学校の前期課程は中学校、後期課程は高等学校として集計

県立特別支援学校の小学部、中学部、高等部はそれぞれ、小学校、中学校、高等学校として集計

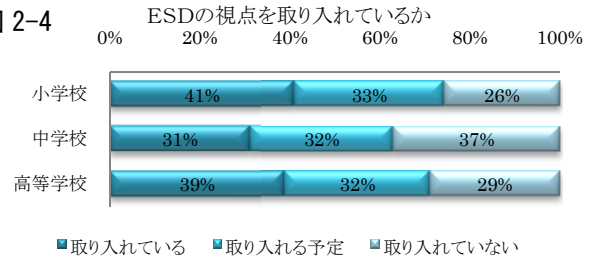


#### ④ ESDの視点を取り入れた環境教育

ESDの視点を取り入れている割合は、小学校で41%、中学校で31%、高等学校で39%です。

(図 2-4)

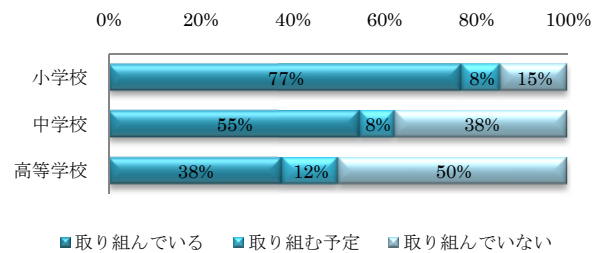
図 2-4



#### ⑤ 地域や家庭との連携、異校種間連携

小学校では、地域や家庭と連携した取組が積極的に行われており、77%の学校で実施されています。中学校、高等学校と上級学校になるにつれて、連携した割合が低くなっています。(図 2-5)

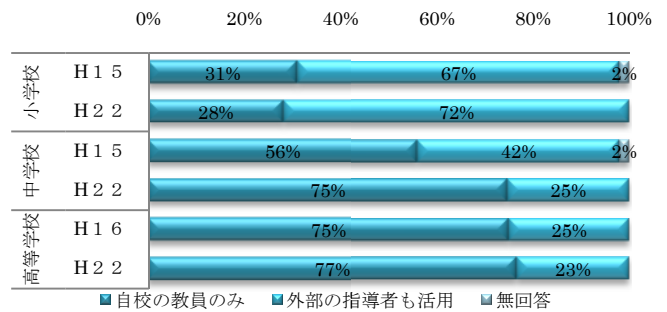
図 2-5 地域や家庭との連携、異校種間連携の状況



#### ⑥ 環境教育の指導者の状況

小学校では、外部の指導者の活用が進んでいますが、中学校、高等学校では、自校の教員のみでの指導による割合が高く、前回調査と比べて活用が進んでいません。(図 2-6)

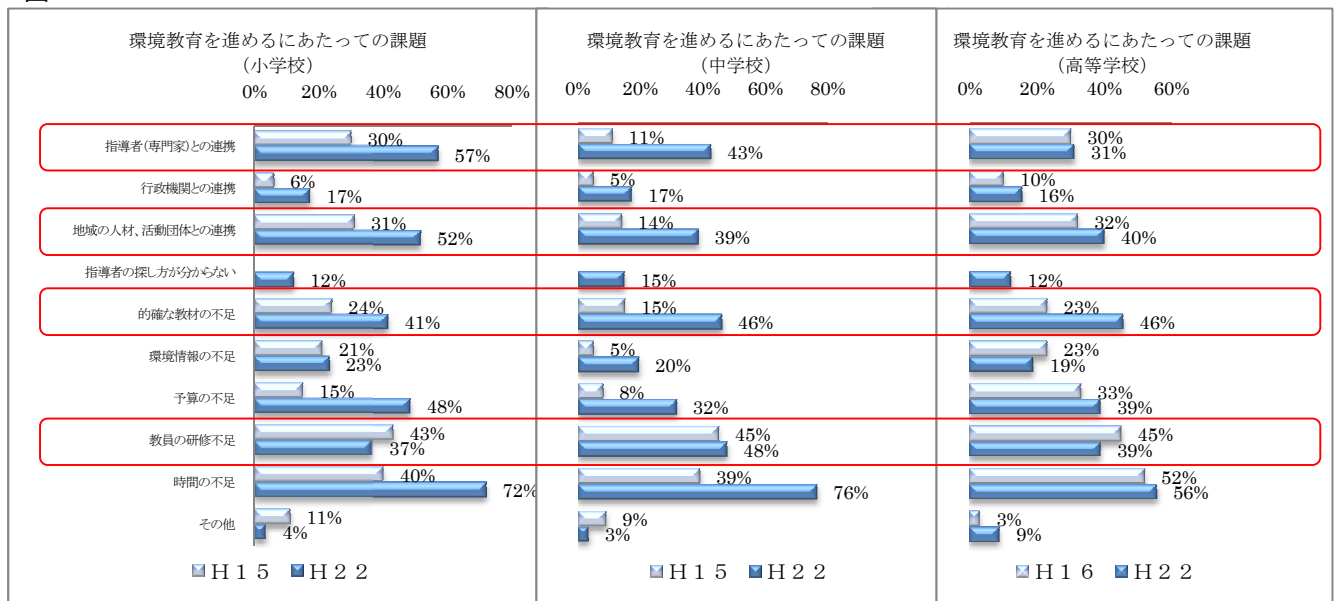
図 2-6 学習指導者の状況



#### ⑦ 環境教育を進めるにあたっての課題 (複数回答)

で困っている、「外部人材等との連携」「的確な教材の不足」「教員の研修不足」は、前回調査と同様、高い割合を示しており、引き続き課題としてあげられます。また、小・中学校において「時間の不足」と回答した割合が高くなっています。(図 2-7)

図 2-7



前回調査と平成22年度の調査を比較した結果、小学校、中学校、高等学校で環境教育に取り組んでいる学校の割合はほぼ100%に達したものの、平成17年3月に策定した「環境教育推進計画」において示した以下の4つの課題は、第2章 1-(2)-②, ⑦ に示したように、環境教育を今後一層充実させるために、引き続き取り組むべき事柄であると捉えられます。

#### 環境教育を進めるに当たっての課題

- 1 学校の教育活動全体を通じた総合的な推進
- 2 外部人材等との連携（地域資源の活用）の推進
- 3 各学年に応じた学習教材の開発
- 4 学習の進め方に関する教職員研修の充実

## 2 計画の趣旨

本計画では、「第1章 3 山口県の環境教育の目標」を達成するために、児童生徒を対象にした環境教育でとるべき方策について示し、計画的に取組を進めます。

学校は児童生徒が1日の大半を過ごす生活の場であることから、学校における環境教育は、児童生徒に大きな影響を与え、環境保全への理解と取組の意欲を育成し、ひいては生涯学習の基礎となることが期待されます。

## 3 計画の位置付け

山口県教育委員会では、「山口県教育ビジョン」（平成10年3月）において、環境教育の推進・充実を掲げ、よりよい環境づくりに主体的に取り組む態度や能力の育成、地球環境保全に関する意識啓発の推進などに努めているところです。また、「山口県教育ビジョン第3期重点プロジェクト推進計画～夢の実現チャレンジプラン～」(平成22年6月)において、時代に対応した教育内容の充実を掲げ、環境学習全県ネットワーク等\*との連携や、やまぐちエコリーダースクール\*認証制度を活用した、計画的、体系的な環境教育を推進しています。

山口県では、「やまぐち環境創造プラン（山口県環境基本計画）」（平成16年3月）や、国において制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年7月）及び同法の方針（平成16年9月）を踏まえ、「山口県環境学習基本方針」を平成17年3月に改定しました。これを契機に、山口

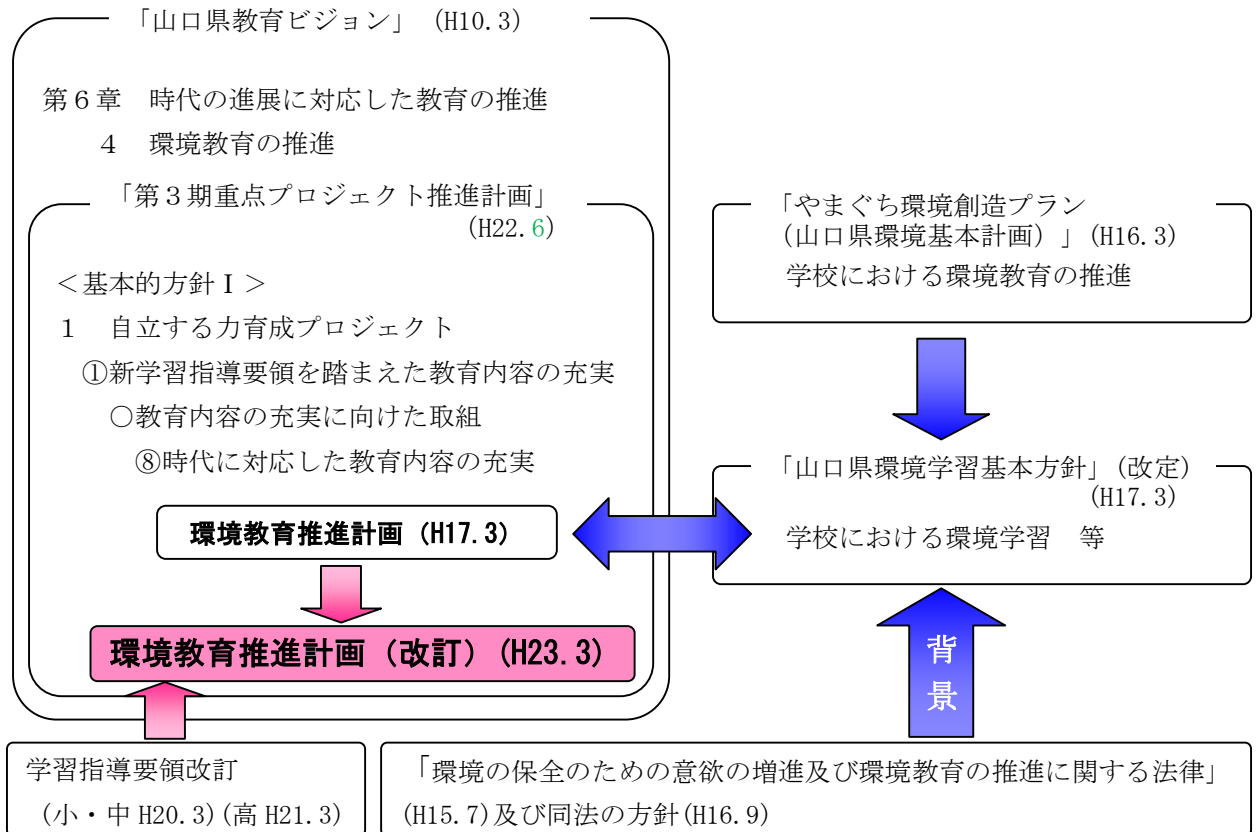
\* 環境学習全県ネットワーク：環境学習・環境教育の様々な場、主体、施策をつなぐために、取組・施設等の連携体制の整備や情報を一元的に提供するためのネットワーク。

\* やまぐちエコリーダースクール：環境問題やエネルギー・資源の問題について正しい理解を深め、主体的な行動がとれる児童生徒を育成することを目的として、環境マネジメントシステムの手法（PDCA サイクル）を活用した取組を行う学校。

県教育委員会においても、「環境教育推進計画」（平成17年3月）を策定し、環境教育を計画的に進めてきました。

本計画は、時代に対応した教育内容の充実に資するため、学習指導要領の改訂も踏まえ、これまでの「環境教育推進計画」を改訂したものです。（図2-8）

図2-8 環境教育推進計画（改訂）の位置付け



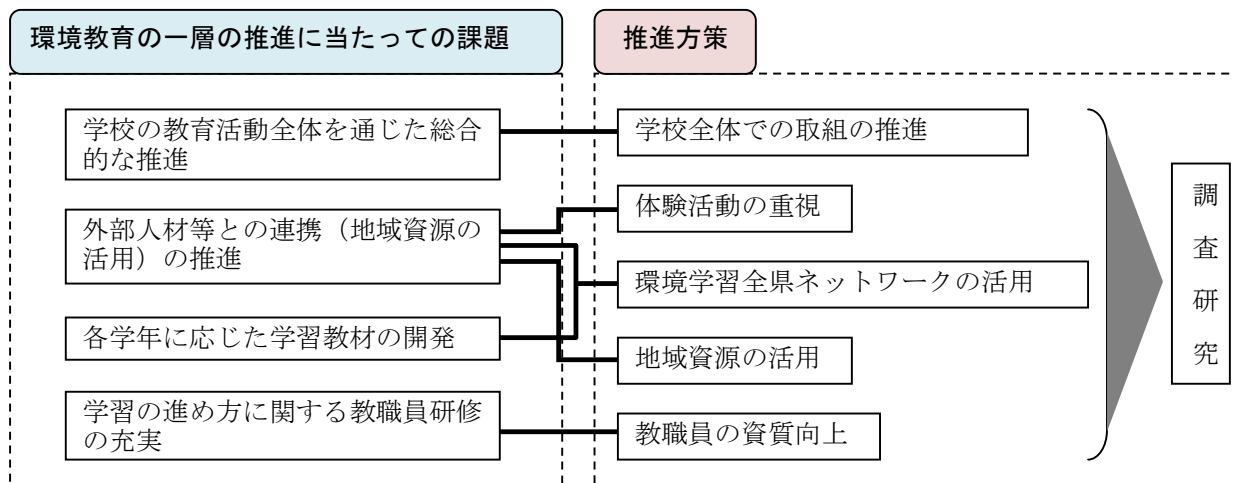
## 4 計画の期間

本計画は、取組の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

### 第3章 具体的な推進方策

環境教育を今後一層充実させるために、引き続き取り組むべき事柄としてあげられた4つの課題に対する推進方策として、「学校全体での取組の推進」「体験活動の重視」「環境学習全県ネットワークの活用」「地域資源の活用」「教職員の資質向上」及び「調査研究」の6つの柱を掲げて取り組めます（図3-1）。

図3-1 課題とそれに対する推進方策



#### 1 学校全体での取組の推進

環境教育は、単に環境だけでなく、社会、経済などをはじめとする極めて広範囲の内容を取り扱うことが重要であることから、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の中で有機的な関わりをもたせて、教育活動全体を通して取り組む必要があります。

その際、それぞれの学習活動の目標や特徴と関連付けて実施方法を検討し、学習機会を確保することが大切です。また、環境に関わる学習内容が少ない教科においても、環境保全を意識した視点を持ち、教育を進めていくことが望まれます。

学校教育活動全体を通して取り組むため、環境教育を学校の教育活動全体の中に位置付けた全体計画を立て、職員会議や校内研修会を通じて共通理解を図り、全教職員の協力体制のもとに推進します。

また、その目標を達成するために、各学校では環境教育を校務分掌に位置付けたり、環境教育担当者を設けたりすることに努めます。

その際、環境教育の分掌については、既存の分掌に位置付けること、また、環境教育担当者については、その者だけが環境教育を行うのではなく、学校全体における環境教育のコーディネーターとしての役割を果たすことが重要です。

さらに、学校全体の取組を推進する観点から、やまぐちエコリーダースクール制度の推進を図ります（第3章1（2）参照）。

## (1) 教育課程における環境教育の明確な位置付け



教育課程（計画的に行われる教育活動全般）で環境教育に取り組む際には、各場面に応じて環境教育を明確に位置付けること、各教科、道徳、特別活動などの連携・協力を図り、学校全体の教育活動を通して取り組んでいくことが重要です。

その際、各学校では、教員間の共通理解を図り、各教科、道徳、特別活動などそれぞれの指導内容と、それらの相互の関連付けを明確にするとともに、子どもたちの発達段階や学校の周りの環境の特色等を十分に踏まえて、取り組むことが大切です。

### ■ 各教科で行う環境教育

学習指導要領には、参考資料1に示すとおり、環境教育に関わる指導内容があります。これらを各教科の授業で展開する場合には、その教科の性格や目標に照らして、授業の指導計画に盛り込むとともに、各教科の学習内容を関連付けて、教科横断的な取組ができるように年間指導計画を立てることが大切です。

その際、問題を自ら見出し、事象の相互関係や問題の背景にある因果関係を把握して、問題解決のための課題や方法を探究する力や情報活用能力などを各教科の中で身に付けさせるような指導に心掛けることが重要です。

また、言語活動や数理的、音楽的、造形的な活動を通して、環境に対する豊かな感受性や見識をもつ人間形成など、環境教育推進のための素地を形成する重要な役割を果たすことができます。

### ■ 道徳で行う環境教育

小学校・中学校学習指導要領（平成20年3月告示）、高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）では、総則における道徳教育の目標の中で、これまでと同じく、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念（自然の大切さを感じる）を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かすこと。」を指導の目標にしています。また、新たに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛すること。」「国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成すること。」が指導の目標として加えられ、地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、社会の持続可能な発展の担い手としての個人を育成することをめざしています。

なお、学校内での系統的な指導を図るためには、各教科等で環境教育に関わる指導内容や考えられる項目を表にまとめるなどして、学年間、教科間の連携をさせることが大切です。

## ■ 総合的な学習の時間で行う環境教育

総合的な学習の時間においては、「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること」「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすること」が目標とされており、その学習活動として「国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動など、地域や学校の特色に応じた課題などについての学習活動」を例示しています。環境教育が、横断的・総合的な特色をもったものであることを考えると、学校や地域の実態等に応じ、総合的な学習の時間を活用した特色ある取組が望まれます。

総合的な学習の時間では、グループ学習や異学年集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力を得つつ、全教師が一丸となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫することが望まれます。

## ■ 特別活動等で行う環境教育

学校行事、児童・生徒会活動などで環境教育に取り組んでいる学校の割合も高くなっています（第2章 1-(2)-② 参照）。

特別活動は、集団の中での役割と責任を自覚しながら自主的、実践的な態度を育て、人間としての在り方や生き方への自覚を深めることを目標としており、環境教育の目標と深く関わり合っています。

特別活動の中で環境教育に取り組む場合も、年間指導計画において環境教育との関連付けを図り、系統的・継続的な指導に努めることは重要です。特に、体験を通して、自然や文化との触れ合いに配慮することが大切です。

実施形態としては、野外観察、見学や調査活動、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習なども考えられます。これらの学習の中で行われるレポート作成、ディベートなどの討論、プレゼンテーション等も重要な体験活動です。

なお、野外観察では、単に生き物の名前や分類を覚えさせるだけではなく、環境保全や生命の尊重について考えさせ、的確な判断力や意志決定能力を身に付けさせるようにします。

## (2) 児童生徒の主体的な活動の推進



各学校では、各教科における学習をはじめとして、児童・生徒会活動や総合的な学習の時間などを活用して、児童生徒や地域の実情に応じた環境教育が行われていますが、山口県の健全で恵み豊かな環境を守るために、環境教育の一層の充実が必要です。

その際、環境問題やエネルギー・資源の問題についての正しい理解を深め、主体的な行動がとれる児童生徒を育成することが重要であることから、県教委においては、平成17年度から導入した、環境ISOの手法を活用した取組(学校版環境ISO)である「やまぐちエコリーダースクール」認証制度を推進してきています。

### ■ 「やまぐちエコリーダースクール」とは

環境教育に関する活動に環境マネジメントシステム(計画 Plan→実行 Do→評価 Check→改善 Action; PDCAサイクル)を取り入れた取組を行い、県教委が「やまぐちエコリーダースクール」と認証した学校です。

#### ●目的

学校全体での活動を通して、児童生徒の環境保全に対する正しい理解と主体的な行動がとれる態度を育成することを目的とします。

#### ●実施方法

県教育委員会の募集に対して、参加を申請した実施校が「行動宣言」を行い、「行動宣言」に基づいた「実践活動」を1年間行います。年度末に実施校から提出された認証申請を受けて、県教育委員会の認証委員会において審査を行い、「やまぐちエコリーダースクール」に認証します。「宣言-実践-認証」の過程で、児童生徒に達成感を与えるとともに、考えて行動する力を伸ばすことが可能です。(図3-2)

#### ●期待される成果

学校全体で行う活動と教科等での学習活動とが相乗効果をもたらし、児童生徒の環境保全に関する自発性が喚起されるとともに、次世代を担う国民としての資質の向上を図ることが期待できます。(図3-3)

#### ●家庭・地域への発信

認証校での実践事例をWebページ等により積極的に情報発信することにより、認証校内だけの取組に留まることなく、成果を他校にも普及するとともに、さらには、児童生徒の意欲が家庭・地域にも波及効果をもたらすことが考えられます。

(図3-3)

「やまぐちエコリーダースクール」のWebページ

小・中学校 <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50900/eco-school/top.html>  
高等学校 <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50300/ecoschool/index.html>

図 3-2 やまぐちエコリーダースクール

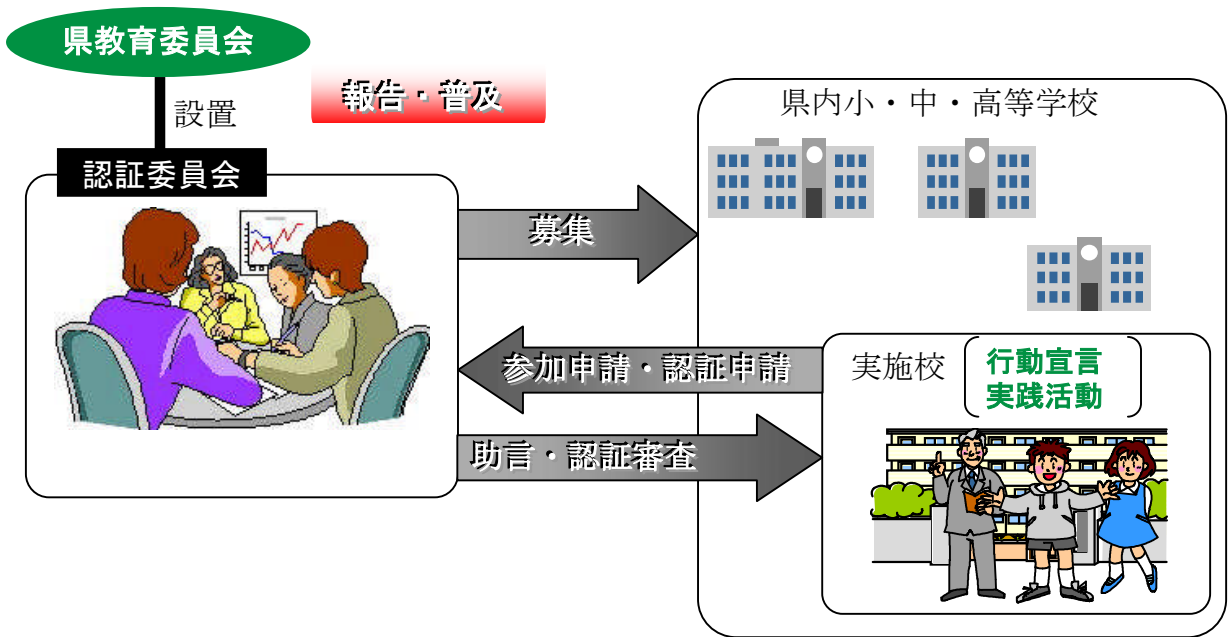
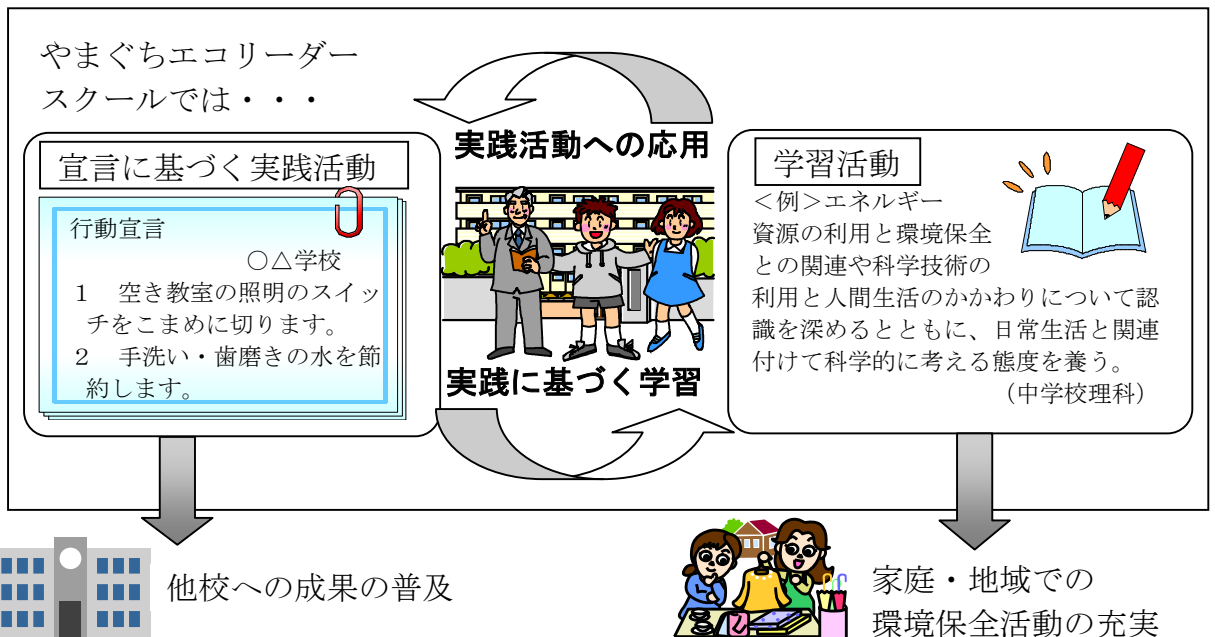


図 3-3 やまぐちエコリーダースクールに期待される成果

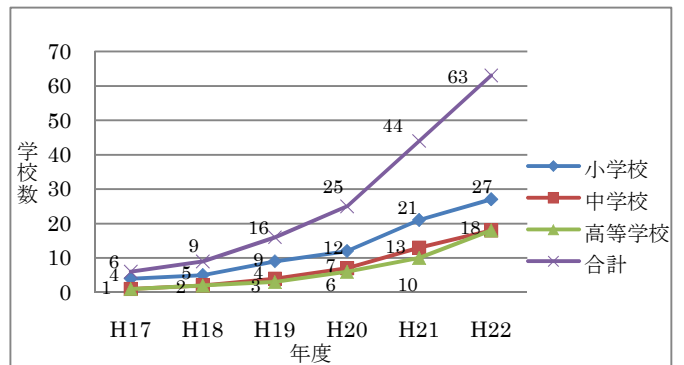


■ 「やまぐちエコリーダースクール」認証校数の推移

平成17年度から導入した「やまぐちエコリーダースクール」認証制度を活用した取組は徐々に広がりを見せ、認証校の数も増加してきています。(図3-4)

各学校はそれぞれの特徴を生かした環境教育に継続的に取り組み、情報発信をすることで、地域の環境教育のリーダーとしての役割を果たしています。

図 3-4 認証校数の推移





### (3) 発達段階に応じた取組



学校における環境教育は、前述のとおり、経済・社会問題、科学技術、生活環境などに関連した内容の習得に留まらず、環境に対する豊かな感受性と科学的な観点に基づいて、環境問題の解決に向けた客観的かつ公平な判断と意志決定ができる能力や態度を育成し、生涯学習の基礎となることが期待されます。

こうした環境教育の実施に当たっては、児童生徒の発達段階に応じて、環境教育における校種別のねらいを以下のように定め、指導を行うことが大切です。

#### 小学校

幼稚園においても、身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で、様々な事象に興味や関心をもたせ、日常の生活において自然を大切にしようとする態度を育てています。小学校においては、このことを考慮して、自然の事物・事象に対する感受性を豊かにする活動の機会を多くもたせることにより、環境の保全に配慮した行動がとれる態度を育成することがねらいとなります。ふるさと学習とともに、郷土山口の自然環境について学習する手法も考えられます。

- **低学年**……自然環境や事象に対する感受性や興味・関心を高めるとともに、自然のすばらしさや生命の大切さを実感できるように配慮する。
- **中学年**……身近な自然や社会の環境に進んで関わり、物（資源）やゴミなどについて問題を見だし、追究できるようにする。
- **高学年**……種々の体験や学習を通して、より多面的な思考が可能になったり、収集した情報をもとに判断したり、推論したりできるようになるので、自然や社会のつながりや循環という考え方を身に付け、より主体的に環境と関わり、環境を大切にすることができるようになることを重視する。

#### 中学校

環境に関わる事象に直面させ、環境破壊を起こしている要因を具体的に認識させるとともに、因果関係や相互関係の把握力、問題解決能力などを育成する。

#### 高等学校

環境問題を総合的に思考・判断し、賢明な選択・意志決定ができるような学習活動を通して、環境保全や環境の改善に主体的に働きかける能力や態度などを育成する。

#### 特別支援学校

小学部、中学部、高等部において、小・中・高等学校の内容を踏まえ、個々の児童生徒の実態に応じた学習活動に取り組むことが必要です。学習の効果を高めるには、生活に根ざした体験的な活動が大切です。

## (4) 体系的な取組



各学校では、学校や児童生徒の実情に応じて、大気や水の環境調査、ごみ・リサイクル問題に関する学習、省資源・省エネルギーに関する学習、希少野生動植物に関する学習、地球的レベルの環境問題に関する学習などを行っています（第2章 1-(2)-③参照）。

児童生徒一人ひとりが行う、こうした学習を各教科・各学年・各校種で連続したものにするため、体系的な取組が望まれます。

### 教科間連携

平成22年度に本県の全ての公立学校に対して行った調査では、各学校で環境教育を行った教科について、下の表のような結果になっています。

順位	小学校		中学校		高等学校	
1	理科	93%	理科	94%	理科	91%
2	社会	92%	社会	78%	家庭	90%
3	生活	65%	技術家庭	72%	保健体育	82%
4	国語	54%	保健体育	54%	公民	74%
5	家庭	54%	国語	38%	地理歴史	55%
6	図画工作	12%	外国語	35%	外国語	49%
7	算数	2%	美術	19%	国語	32%
8	体育	2%	数学	3%	芸術	13%
9	音楽	1%	音楽	3%	数学	2%

環境をテーマとした単元があることから、理科、社会科、家庭科においては各校種で環境教育を行っている割合が高くなっています。一方、環境をテーマとして扱いにくい教科もあります。一部の教科に任せきりになったり、教科によって伝え方が異なったりしないように、教科間の連携を図り、教科横断的な取組が可能となるよう、合同の教科会議や校内研修会を行い情報交換することが必要です。

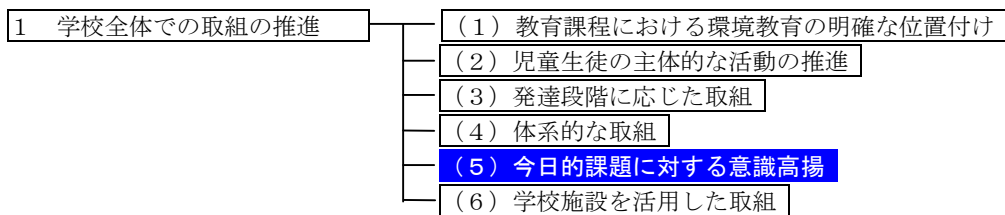
### 学年間連携

各学年での各教科の学習内容を踏まえ、環境教育に関するどのような活動をどの時期に行うか、在学年間を見通した環境教育の計画を作成することが必要です。

### 学校間連携

近隣の学校と合同で活動したり、異校種が連携した活動において、上級学校の生徒が年下の児童生徒を指導する活動を行ったり、また、小学校－中学校、中学校－高等学校の連絡会等により、指導項目の一覧表を作成したりするなどして、有機的、継続的な指導を可能にしていくことが必要です。

## (5) 今日の課題に対する意識高揚



環境教育の目標は「環境や環境問題に関心・知識をもち、人間活動と環境との関わりについての総合的な理解と認識の上にたつて、環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技術や思考力、判断力を身に付け、持続可能な社会の構築をめざしてよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動することができる態度を育成すること」です。現在の様々な環境問題は決して他人事ではなく、地球上で生活している以上、自分たち自身の問題であるという意識をもつ必要があります。

例えば、「このまま温暖化現象が進行したら…」といった将来予測をもとに、二酸化炭素排出削減等、現在の社会にある課題を見だし、解決方策を模索するなど、児童生徒の発達段階や地域の環境に応じて取り組ませることが考えられます。

地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、海洋汚染、希少野生動植物の絶滅危惧などの環境問題は、人類が力を合わせて取り組むことにより解決できるという展望をもたせるよう指導に努めます。

## (6) 学校施設を活用した取組



児童生徒の環境保全に取り組もうとする意欲や態度を育てるために、学校施設を多様に活用することは有効です。環境教育について学校全体で取り組むために、学校施設の整備や内容の充実を図り、環境への負荷の低減に対応したいいわゆる「エコスクール」に取り組む学校が増えています。本県においても、平成22年度に県立学校14校、市町立小中学校23校に太陽光パネルを設置し、発電した電気を校内で使用するとともに、児童生徒への環境教育の推進に活用しています。

また、各学校の工夫により、緑のカーテンを設置し消費電力を削減したり、ビオトープを作ったり、ダンボールコンポストを用いて作った堆肥を緑のカーテンや学校花壇の肥料として利用したりするなど、学校施設を活用した生徒の主体的な活動を取り入れることが重要です。

例えば、児童生徒によるビオトープづくりにおいては、製作時に学校内外の人と行う協働作業の大切さを感じることができます。さらに、完成した際には、達成感を味わうことができ、実際に生物が生息するようになってからは、その観察を通して生命を尊重する気持ちを育むことが期待できます。

こうしたことから、学校施設を環境教育の教材として有効的に活用するよう努めます。

## 2 体験活動の重視

国際的な環境教育の流れは、環境問題をテーマにした初の国際会議である「国連人間環境会議」(1972年、ストックホルムで開催)から始まりました。そして、現在の世界の環境教育の概念は、その後、開催されたベオグラード会議(1975年)及びトビリシ会議(1977年)を基礎としています。トビリシ会議で合意された「トビリシ宣言」における環境教育の目標(観点)は次の5つです。

目 標	活 動
① 関心	社会集団と個人が、環境全体及び環境問題に対する感受性や関心を獲得することを助ける。
② 知識	社会集団と個人が、環境及びそれにともなう問題の中で様々な経験を得ること、そして環境及びそれにともなう問題について基礎的な知識を獲得することを助ける。
③ 態度	社会集団と個人が、環境の改善や保護に積極的に参加する動機、環境への感性、価値観を獲得することを助ける。
④ 技能	社会集団と個人が、環境問題を確認したり、解決する技能を獲得することを助ける。
⑤ 参加	環境問題の解決に向けたあらゆる活動に積極的に関与できる機会を、社会集団と個人に提供する。

我が国の環境教育においても、環境保全に対する関心を高め、知識・態度・技能を身に付けて、地域社会での日常的な実践活動に参加することが求められています。

### ■ 体験活動の意義

体験活動が学びの土台・出発点となり、問題解決を促進し、知の総合化を確かなものにしていくことが多いために、体験活動は、児童生徒の成長の過程全体において重要なものといえます。児童生徒の身近な問題から体験を通して学習していくことは、自分と環境問題の関係を考え、自分にできることから環境保全に取り組んでいこうとする意欲や態度を育てるために有効です。また、社会の変化に伴う児童生徒の自然体験などの減少の状況等を考えると、学校内外を通じて児童生徒の多様な体験活動を充実させることを一層重視する必要があります。

#### 体験活動の意義

- ① 現実の世界や生活などへの興味・関心・意欲の向上
- ② 問題発見や問題解決能力の育成
- ③ 思考や理解の基盤づくり
- ④ 教科等の「知」の総合化と実践化
- ⑤ 自己との出会いと成就感や自尊感情の獲得
- ⑥ 社会性や共に生きる力の育成
- ⑦ 豊かな人間性や価値観の形成
- ⑧ 基礎的な体力や心身の健康の保持増進

「『体験活動事例集－体験のススメー』平成20(2008)年1月 文部科学省」より

## ■ 体験活動を計画するに当たっての配慮事項

環境教育におけるねらいや体験活動の意義を踏まえ、学年等に応じ、全ての児童生徒が豊かな体験活動の機会を得られるようにすることが重要です。

そこで、各学校は、児童生徒や学校、地域の実態等を踏まえ、各教科等の目標や環境教育のねらいを実現する観点から、体験活動を適切に計画・実施する必要があります。

### 体験活動を計画するに当たっての配慮事項

- ①ねらいに沿った体験活動を工夫すること
- ②児童生徒の成長の過程や実態を踏まえること
- ③地域の実情を踏まえること
- ④各教科等における学習指導との関連を図ること

「『体験活動事例集－体験のスズメー』平成20(2008)年1月 文部科学省」より

こうしたことから、自然体験活動、勤労生産体験活動、農林水産業体験などの「体験活動」を重視した指導や教材作成に努めます。

また、県内には下の表のような青少年教育施設（青年の家など）が存在しており、環境教育を推進する上で、積極的な活用が望まれます。四季折々の自然に恵まれた青少年教育施設に集団で宿泊しつつ、自然を直接体験するプログラム等を組み込むことで自然に対する感受性を豊かにすることもできます。

これらの体験から、水や森林、空気、動植物の保全に対する実践的態度が養われ、将来にわたって、「山口の健全で恵み豊かな環境の保全・創造」を行う態度が育成されることも期待できます。

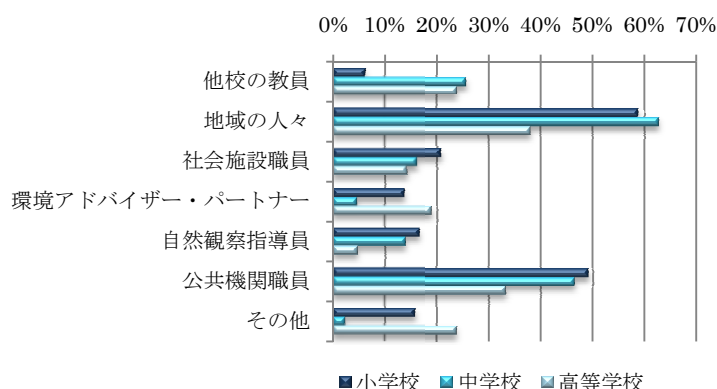
	施設名	備考
国立	国立山口徳地青少年自然の家	大規模収容施設と多様な研修プログラム
県立	油谷青年の家	カッター訓練を中心とする海洋研修プログラム
県立	秋吉台少年自然の家	洞窟探検や台上ウォーク等の野外活動
県立	十種ヶ峰青少年野外活動センター	アドベンチャー施設と不登校対策プログラム
県立	ふれあいパーク	家族連れの宿泊利用や青少年の交流活動
県立	光青年の家	カヌーや野外活動 【平成23年度まで設置】
市立	深坂自然の森	キャンプや自然観察等の野外活動
市立	下関市青年の家	野外炊事等の野外活動
市立	宇部市青年の家	ときわ公園と連携した野外活動
市立	宇部市アクトビレッジおの	キャンプ等の野外活動
市立	周南市大田原自然の家	キャンプやハイキング等の野外活動

### 3 環境学習全県ネットワークの活用

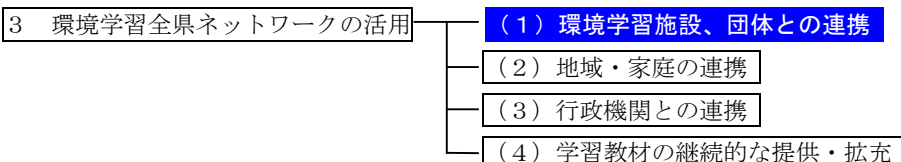
山口県では、環境学習を総合的に支援する拠点として、平成18年度に「環境学習推進センター」を山口県セミナーパークに開設しました。県民、NPO、民間団体、事業者、行政等の全ての主体が連携・協働の下、学校教育を含めた地域における様々な環境学習の取組や施設の連携・ネットワーク化を図りながら、環境情報の提供、人材の育成・派遣・交流、教材の作成・提供などを総合的に支援することにより、地域の環境学習力を高め、全県的な環境学習を推進しています。学校等においては、このネットワークを活用した環境教育を進めます。

図3-5は、環境教育を行った外部指導者の内訳です。前述の調査（第2章 1-(2)-⑥参照）によると、小学校では比較的、外部指導者の活用が進んでいますが、中学校、高等学校は自校の教員による指導によるところが大きく、外部指導者の活用が進んでいません。環境教育は、その取組内容によって、他機関の職員や地域の人材等と連携・協力して行う必要があります。

図3-5 外部指導者の内訳（H22）複数回答



#### (1) 環境学習施設、団体との連携



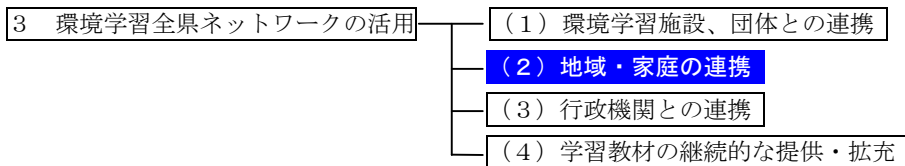
環境学習推進センターでは、民間活動団体・事業所等と連携し、子ども向けの環境学習講座を開催するほか、県内各地で開催される講座やイベント、指導者等の情報を提供しています。また、「山口県環境学習指導者バンク」制度を設け、環境について見識のある環境アドバイザー（講演型環境学習指導者）や環境パートナー（体験型環境学習指導者）などを民間団体等が主催する学習会などへ派遣しています。学校においては民間団体と連携して環境学習講座を開催するなどして、環境アドバイザーや環境パートナーを活用した環境教育を行うことが可能です。

また、県内には環境保全活動をしているNPO（特定非営利活動法人）もあります。前述の調査（第2章 1-(2)参照）では、環境教育に外部指導者を活用したと回答した学校のうち、NPOを活用したのは小学校で9%、中学校で5%、高等学校で10%という結果でした。学校において、NPOと連携した環境教育への取組などが望まれます。

「環境学習推進センター」 <http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/learning/index.php>

「山口県NPO法人データベース」 <http://npo.pref.yamaguchi.lg.jp>

## (2) 地域・家庭との連携

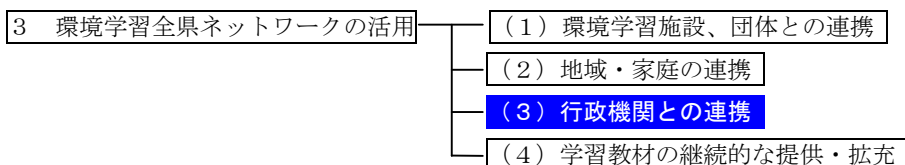


環境教育や環境保全のための取組は、学校教育の中だけで行うのではなく、地域・家庭の状況に応じて行う必要があります。学校での環境教育は、取り扱う内容によって、地域・家庭と密接な関係を持ち、連携して活動することが重要であり、学んだことを児童生徒が地域・家庭で実践することが大切です。

そのために、学校と地域・家庭との連携を強め、学校だより、Webページ、PTAの会合などの機会を通じて、学校が地域・家庭に積極的に情報発信し、働きかけるとともに、地域の方々を環境教育の指導者として活用することに努めます。

また、環境保全に関わる問題をより身近な問題として捉えさせるために、地域の実態に応じて、その地域の自然、希少野生動植物、景観、社会などの地域資源の活用を図ります。

## (3) 行政機関との連携

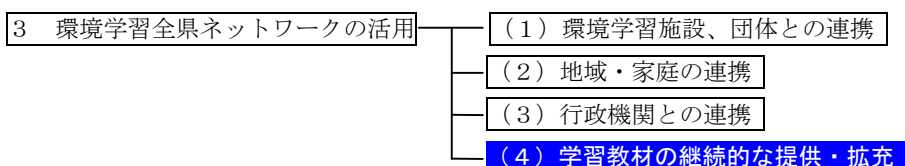


地域の公共施設（ごみ処理施設、浄水場、下水処理場等）や行政機関の環境担当部署から環境教育の指導者を招へいした出前授業の実施も、児童生徒に環境保全に取り組んでいこうとする意欲や態度を育てるために有効です。

様々な主体（行政機関）から多くの「環境学習」の場が提供されています（山口県関係分は参考資料2）。こうした場が積極的に活用されるように、環境学習の機会及び場に関する情報について、行政機関が積極的に学校、児童生徒、保護者等に伝達することが望まれます。

また、山口県教育委員会も庁内に設置されている「環境やまぐち推進会議」等を通じて、関係部局との連携を一層図ります。

## (4) 学習教材の継続的な提供・拡充—環境教育情報の一元化—



地域での活動や野外活動などによって、環境に関わる内容を取り扱い、それらと日常生活との関連が総合的に把握できるような学習教材を開発することが望まれます。

その一方で、地球的規模での環境問題などに関しても、最新の情報を収集し、それらの中から学習のための課題を設定し、教材化することも大切です。

教材化の際には、学習内容を一方的に伝達することに終わるものとしてではなく、児童生徒の主体的な取組や問題解決能力などを育成することを目標として、選定される必要があります。

また、一時的な取扱いで終わるものではなく、可能な限り、継続して学習できる内容を取り上げるように努めます。

Webページの「やまぐちの環境」において集約した様々な環境情報を提供し、「環境学習のひろば」では、環境学習情報の一元化を図り、環境に関連した講座やイベント、指導者や活動団体の情報も含め、教材（「こども環境学習プログラム」等）を継続的に提供・拡充しています。

「やまぐちの環境」 <http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/>  
「環境学習のひろば」 <http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/learning/index.php>  
「こども環境学習プログラム」 <http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/learning/shiraberu/program/kkgp.php>

## 4 地域資源の活用

地方公共団体や事業者等が設置している環境教育施設等の見学・活用は、児童生徒が循環型社会形成について理解を深める絶好の機会です。

既に、企業のリサイクル施設、地方自治体のごみ処理施設、リサイクルプラザ、埋め立て処分場、浄水場、下水処理場などの見学・活用を行っている学校もあり、社会見学の際にこうした施設の見学等を組み入れることも考えられます。

また、山口県の恵まれた自然環境、学校周辺の自然環境、ビオトープ、里山、希少野生動植物などを活用した環境教育への取組についても、拡大を図ります。



## 5 教職員の資質向上

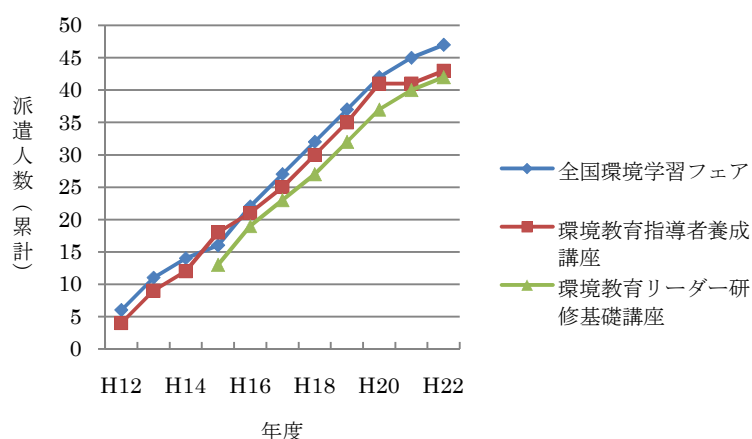
環境教育の推進に当たって、指導者の資質向上は大切です。前述の調査（第2章 1-(2)-⑥ 参照）で明らかになったように、自校の教員が指導者となることが多いことから、環境教育に関する教職員研修を充実します。

まず、やまぐち総合教育支援センターにおける研修講座については、これまでの講座を継承しつつ、初任者研修、リーダー研修として行う環境教育担当者研修講座（平成18年度開始）の中で、体験活動に基づき、教職員も児童生徒とともに学ぶ「協学」という視点に立った研修を行います。

また、全国的な研修会へも教員等の派遣を計画的に行い、その研修の成果を校内研修や様々な研修会などで広く還元するよう努めます。（図3-6）

児童生徒には、身の回りの環境が年々悪化しているといった印象を与えるだけに終わったり、一個人では何もできないといった思いを抱かせたりするのではなく、身近な具体的な取組が可能であることを学ばせるなど、希望を与えるような指導に努めます。

図3-6 全国的な研修会への派遣者（累計）



## 6 調査研究

山口県の環境教育の推進を図るために、県教育委員会では定期的に現状調査を行います。その結果をもとに、時代に即した「求められる環境教育の在り方」について、調査研究を行うこととしています。

学校でも、指導計画の作成（Plan）、学習教材を活用した指導実践（Do）に対して、定期的に検証・評価を行い（Check）、指導計画を改善する（Action）ことは、取り組んでいる環境教育の効果を高める際に必要です。評価の方法としては、児童生徒へのアンケートや指導者同士の相互評価などがありますが、いくつかの手法を併用して、検証・評価（Check）の精度を上げることが可能です。



## 参考資料

- 1 学習指導要領における環境教育に関わる主な内容
- 2 山口県が提供する環境教育の場
- 3 環境教育推進のための関係諸機関の連絡先
- 4 主な環境関係法令
- 5 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律概要

参考資料 1

学習指導要領における環境教育に関わる主な内容

※「新学習指導要領における『環境教育』に関わる主な内容」（文部科学省）から抜粋

	小学校	中学校	高等学校
総則	○環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う		
社会科 (地理歴史) (公民)	<p><b>【第3・4学年】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理と自分たちの生活と産業との関わり</li> <li>○節水や節電などの資源の有効な利用</li> <li>○自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域</li> </ul> <p><b>【第5学年】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さ</li> <li>○国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止</li> </ul>	<p><b>【地理的分野】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○世界の人々の生活や環境の多様性</li> <li>○環境やエネルギーに関する課題</li> <li>○自然環境が地域の人々の生活や産業と関係をもっていること</li> <li>○持続可能な社会の構築のため、地域における環境保全の取組の大切さ</li> </ul> <p><b>【公民的分野】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公害の防止など環境の保全</li> <li>○地球環境、資源・エネルギーなどの課題解決のための経済的、技術的な協力の大切さ</li> <li>○持続可能な社会の形成の観点から解決すべき課題の探究</li> </ul>	<p><b>【世界史A】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○持続可能な社会への展望について歴史的観点からの探究</li> </ul> <p><b>【世界史B】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境や資源・エネルギーをめぐる問題などの考察</li> <li>○持続可能な社会への展望について歴史的観点からの探究</li> </ul> <p><b>【地理A】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境、資源・エネルギーなどの問題から、持続可能な社会の実現をめざした各国の取組、国際協力の必要性の考察</li> </ul> <p><b>【地理B】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○世界の資源・エネルギーなどの問題を大観</li> </ul> <p><b>【現代社会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公害の防止と環境保全</li> <li>○持続可能な社会の形成に参画するという観点から課題を探究する活動</li> </ul> <p><b>【倫理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境などにおける倫理的課題の探究</li> </ul> <p><b>【政治・経済】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○持続可能な社会の形成が求められる現代社会の諸課題を探究する活動</li> <li>○国際社会の政治・経済における地球環境と資源・エネルギー問題などの探究</li> </ul>
理科	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境を大切にし、その保全に寄与しようとする態度</li> </ul> <p><b>【第3学年】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な自然の観察</li> </ul> <p><b>【第6学年】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生物間の食う食われるという関係などの生物と環境との関わり</li> </ul>	<p><b>【第1分野】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活や社会における様々なエネルギー変換の利用</li> <li>○人間は水力、火力、原子力などからエネルギーを得ていること、エネルギーの有効利用の大切さ</li> <li>○放射線の性質と利用</li> </ul> <p><b>【第1分野・第2分野】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察</li> <li>○持続可能な社会をつくることの重要性の認識</li> </ul>	<p><b>【物理基礎】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水力、化石燃料、原子力、太陽光などを源とするエネルギーの特性、利用</li> <li>○放射線及び原子力の利用とその安全性の問題</li> </ul> <p><b>【化学基礎】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○金属やプラスチックの再利用</li> </ul> <p><b>【生物基礎】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生物の多様性と生態系</li> </ul> <p><b>【生物】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生態系のバランスや生物多様性の重要性</li> </ul>
生活科	<p><b>【第1・2学年】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然と身近な動物や植物などの自然との関わりに</li> </ul>		

	小学校	中学校	高等学校
理科 生活科	関心をもち、自然のすばらしさに気づき、自然を大切にすること	<b>【第2分野】</b> ○自然環境を調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることへの理解 ○自然環境保全の重要性の認識 ○地球温暖化、外来種	<b>【地学基礎】</b> ○大気の大気熱収支、大気、海水の運動 ○地球温暖化、オゾン層破壊 ○日本の自然環境の恩恵や災害など自然環境と人間生活の関わりについて考察  <b>【地学】</b> ○大気の大気構造と運動、海洋の海洋構造と海水の運動
家庭科 (技術・家庭)	<b>【第5・6学年】</b> ○自分の生活と身近な環境との関わりに気づき、物の使い方などを工夫	<b>【技術分野】</b> ○技術の進展が資源やエネルギーの有効利用、自然環境の保全に貢献 ○生物の育成環境と育成技術、生物育成に関する技術を利用した栽培又は飼育  <b>【家庭分野】</b> ○自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること	<b>【家庭基礎・生活デザイン】</b> ○環境に配慮したライフスタイルについて考え、主体的に生活を設計 ○環境負荷の少ない生活、持続可能な社会をめざしたライフスタイルを工夫し、主体的に行動する  <b>【家庭総合】</b> ○持続可能な社会をめざして資源や環境に配慮した適切な意志決定に基づく消費生活 ○資源や環境に配慮した生活を営むライフスタイルを工夫し、主体的に行動する
体育科 (保健体育)	<b>【第3・4学年】</b> ○健康の状態は、主体の要因や周囲の環境の要因にかかわっていること ○健康に過ごすためには、生活環境を整えることが必要であること	<b>【保健分野】</b> ○環境の保全に十分配慮した廃棄物の処理の必要性 ○地域の実態に即して公害と健康の関係をとり扱う	<b>【保健】</b> ○人間の生活や産業活動は、自然環境を汚染し健康に影響を及ぼすこともあること、それらを防ぐための汚染の防止と改善の対策 ○環境衛生活動は、学校や地域の環境を健康に適したものとすよう基準が設定され、それに基づき行われていること
道徳	<b>【第5・6学年】</b> ○自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること	○自然の愛護	
総合的な学習の時間	○地域や学校の特色、生徒の特性に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動		
特別活動	○学級活動、児童会活動、学校行事	○学級活動、生徒会活動、学校行事	○ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事

## 参考資料 2

## 山口県が提供する環境教育の場

### ●環境学習推進センター

#### ◆概要◆

県民、NPO、民間団体、事業者、行政等との連携・協働のもと、多様な環境情報の提供、人材の育成・派遣・交流、学習プログラム等の教材の作成・提供など総合的な支援による全県的な環境学習を推進しています。また、県内の自然環境学習拠点施設と連携し、魅力ある体験型環境学習講座を開催しています。

#### ◆問い合わせ先◆

(財)山口県ひとづくり財団  
山口市秋穂二島 1062  
セミナーパーク内  
TEL: (083)-987-1110  
FAX: (083)-987-1720  
E-mail: [kankyo.c@hito21.jp](mailto:kankyo.c@hito21.jp)  
<http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/learning/index.php>

### ●やまぐちいきいきエコフェア開催事業

#### ◆概要◆

あらゆる年齢層の県民が、楽しみながら環境を学び、環境問題についての理解と認識を深め、環境にやさしい行動や実践の輪を広げることを目的に「参加・体験型」のイベントを展開しています。

#### ◆問い合わせ先◆

環境生活部環境政策課  
TEL: (083)-933-2690  
FAX: (083)-933-3049

### ●やまぐち自然環境学習推進事業・きらら浜自然観察公園管理運営事業

#### ◆概要◆

秋吉台エコ・ミュージアム、つのしま自然館、きらら浜自然観察公園において自然環境に関する学習を行います。

#### ◆問い合わせ先◆

環境生活部自然保護課  
TEL (083)-933-3060  
FAX (083)-933-3069

### ●こども自然共生プログラム推進事業

#### ◆概要◆

こども達の自然共生活動を支援・推進するとともに、創造性豊かなこどもの育成を図ります。

#### ◆問い合わせ先◆

環境生活部自然保護課  
TEL (083)-933-3060  
FAX (083)-933-3069

### ●秋吉台自然環境体験学習事業

#### ◆概要◆

民間団体等との連携・協働のもと、実態調査や自然環境学習を実施しています。

#### ◆問い合わせ先◆

環境生活部自然保護課  
TEL (083)-933-3060  
FAX (083)-933-3069

### ●青少年自然体験活動推進事業

#### ◆概要◆

本県が、全国に先駆けて独自に取り入れたOBS手法を活用し、自然体験とカウンセリングを組み合わせた野外活動を総合的に展開しています。

#### ◆問い合わせ先◆

社会教育・文化財課  
TEL (083)-933-4650  
FAX (083)-933-4669

### ●博物館学校地域連携教育支援事業

#### ◆概要◆

昆虫教室、自然観察会等の体験的な学習等を通して、自然科学への興味を抱かせる取組を行っています。

#### ◆問い合わせ先◆

社会教育・文化財課  
TEL (083)-933-4650  
FAX (083)-933-4669

●砂防出前授業の提供

◆概要◆

土砂災害の危険性や土砂災害への備えの大切さについて理解と関心を深めてもらうことを目的に、小学校の児童を対象に出前授業を行っています。

◆対象学年・実施規模等◆

小学生

◆問い合わせ先◆

土木建築部砂防課

TEL (083)-933-3754

FAX (083)-933-3769

●農地・農業用施設等を活用した青空教室

◆概要◆

小中学生を対象に、農作業の実践や土地改良施設の見学会を通じて、農業や水の大切さ、施設の役割、歴史、これらを支える人々など農業・農村全般について理解促進を図るための取組を行っています。

◆対象学年・実施規模等◆

小学生・中学生

◆問い合わせ先◆

農林水産部農村整備課

TEL (083)-933-3423

FAX (083)-933-3429

●森林体験学習

◆概要◆

水を守る森林大切さの理解促進を図るため、森林づくりの体験活動等を実施しています。

◆対象学年・実施規模等◆

小学生・中学生

◆問い合わせ先◆

農林水産部森林企画課

TEL (083)-933-3460

FAX (083)-933-3479

●「河川情報誌」の提供

◆概要◆

県が管理する河川についての情報を提供するため、情報誌を作成しています。県庁の刊行物センターで発売されているものや、無料で提供できるものもあります。

◆問い合わせ先◆

土木建築部河川課

TEL (083)-933-3776

FAX (083)-933-3789

[http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18600/jigyou/johoshi\\_index.html](http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18600/jigyou/johoshi_index.html)

●自然保護思想普及啓発事業

◆概要◆

自然観察指導員の派遣、緑の少年隊の育成指導などを行い、自然保護思想の普及を図っています。

◆対象学年・実施規模等◆

小学生

◆問い合わせ先◆

環境生活部自然保護課

TEL (083)-933-3060

FAX (083)-933-3069

**参考資料 3****環境教育推進のための関係諸機関の連絡先**

- 文部科学省  
〒100-8959 東京都千代田区丸の内  
2丁目5番1号  
<http://www.mext.go.jp/>
- 農林水産省  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関  
1丁目2番1号  
<http://www.maff.go.jp/>
- 経済産業省  
〒100-8901 東京都千代田区霞が関  
1丁目3番1号  
<http://www.meti.go.jp/>
- 国土交通省  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関  
2丁目1番3号中央合同庁舎3号館  
(分館)  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関  
2丁目1番3号中央合同庁舎2号館  
<http://www.mlit.go.jp/>
- 環境省  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関  
1丁目2番2号中央合同庁舎5号館  
<http://www.env.go.jp/>
- 国立教育政策研究所教育課程研究センター  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内  
2丁目5番1号  
<http://www.nier.go.jp/index.html>
- 独立行政法人教員研修センター  
〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地  
<http://www.nctd.go.jp/>

**参考資料 4****主な環境関係法令****【環境一般】**

- 環境基本法
- 環境基本計画
- 環境影響評価法
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境教育推進法）

**【地球環境】**

- 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

**【公害防止】**

- 大気汚染防止法
- 水質汚濁防止法
- 土壌汚染対策法

**【化学物質】**

- ダイオキシン類対策特別措置法
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

**【自然保護】**

- 自然環境保全法
- 自然公園法
- 自然再生推進法
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

**【生物多様性】**

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

**【廃棄物・リサイクル】**

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 循環型社会形成推進基本法
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
- 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

**【条約】**

- ワシントン条約
- ウィーン条約
- 気候変動枠組条約（「京都議定書」）
- 生物多様性条約
- 砂漠化対処条約



**1. 目的（第1条）**

この法律は、持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

**2. 定義（第2条）**

この法律において、環境保全の意欲の増進とは、環境保全に関する情報提供並びに環境保全に関する体験機会の提供及びその便宜の供与をいう。

この法律において、環境教育とは、環境保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育及び学習をいう。

**3. 基本理念（第3条）**

環境保全の意欲の増進、環境教育等について、自発的意思の尊重、多様な主体の参加と協力、透明性及び継続性の確保、森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然環境を育成すること等の重要性に係る理解の深化、国土保全等の公益との調整、地域の農林水産業等との調和、地域住民の福祉の維持向上、地域における環境保全に関する文化及び歴史の継承への配慮等の理念を定める。

**4. 各主体の責務（第4条～第6条）**

事業者、国民及び民間団体は、環境保全活動及び環境教育を自ら進んで行うよう努めるとともに、他の者の行う環境保全活動及び環境教育に協力するよう努めるものとする。

国及び地方公共団体は、事業者、国民及び民間団体との連携に留意し、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的、総合的な施策を策定、実施するよう努めるものとする。

**5. 基本方針等（第7条、第8条）**

国は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針を定めるものとする。

地方公共団体は、自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、公表するよう努めるものとする。

**6. 学校教育等における環境教育に係る支援等（第9条）**

国、都道府県及び市町村は、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講じるものとし、学校教育における体験学習等の充実、教員の資質向上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

**7. 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育（第10条）**

民間団体、事業者、国及び地方公共団体は、その雇用する者の環境保全に関する知識及び技能を向上させるよう努めるものとする。

#### 8. 人材認定等事業の登録等（第 11 条～第 18 条）

環境保全に関する知識及び環境保全に関する指導を行う能力を有する者を育成又は認定する事業を行う国民、民間団体等は、その事業について、主務大臣の登録を受けることができることとし、これに必要な手続等を定める。

主務大臣は、環境保全に関する人材の育成又は認定のための取組及び人材の育成のための手引その他の資料等に関する情報の収集、整理、分析及び結果の提供を行うものとする。

#### 9. 環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備（第 19 条）

国、都道府県及び市町村は、国民、民間団体等が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全に関する情報の提供、助言及び相談並びに便宜の供与等の拠点としての機能を担う体制を整備するよう努めるものとする。

#### 10. 国民、民間団体等による土地等の提供に関する措置（第 20 条）

国は、国民、民間団体等がその有する土地又は建物を自然体験活動その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場として自発的に提供することを促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 11. 協働取組の在り方等の周知（第 21 条）

国は、協働取組（二以上の国民、民間団体等がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組をいう。）の有効かつ適切な実施の方法等の周知のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 12. 財政上の措置等（第 22 条）

国及び地方公共団体は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 13. 情報の積極的公表等（第 23 条）

国、地方公共団体、民間団体及び事業者は、環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他の環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

#### 14. 配慮等（第 24 条）

国及び地方公共団体は、環境保全の意欲の増進又は環境教育を行う国民、民間団体等の自立性を阻害することがないよう配慮するとともに、当該措置の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

#### 15. 附則

この法律は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。ただし、人材認定等事業の登録等に係る規定は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。